

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（23）

2011年 10月 13日

松山地方裁判所 御中

### 被告準備書面(1)への反論

#### 予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在することについて

##### 1. 予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在すること

被告らは、被告準備書面（1）の9頁において、「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない頼漉が存在するとの原告らの主張には、理由がない」と、その理由を含めて次のように述べている。

原告らは、住民監査請求があったことや新聞等に教科書採択の記事が掲載されたことをもって、予算執行の適正確保義務違反があるやの主張をするが、そもそも支出負担行為の前提行為とならない本件採択について専決権者に注意義務が発生することはない。仮に本件採択が支出負担行為の直接の原因となる行為であったとしても、上述1のとおり本件採択は何ら達法性を有するものではない。また、教育委員会が必要とする物品購入に関する支出負担行為に際し、予算執行権者である市長又は専決権者が予算執行の観点から有する注意義務は、要求決定の合理性に尽きるものであり、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在するとの原告らの主張には、理由がない。

(1) 「原告らは、住民監査請求があったことや新聞等に教科書採択の記事が掲載

されたことをもって、予算執行の適正確保義務違反があるやの主張をするが、そもそも支出負担行為の前提行為とならない本件採択について専決権者に注意義務が発生することはない」及び「教育委員会が必要とする物品購入に関する支出負担行為に際し、予算執行権者である市長又は専決権者が予算執行の観点から有する注意義務は、要求決定の合理性に尽きるものであり」への反論。

準備書面（21）で述べたように、「住民監査請求があったことや新聞等に教科書採択の記事が掲載された」だけでなく、予算の議決権、決算の認定権などを有する議会の構成員である住民の代表としての山本議員が、採択直後の今治市議会の6回定例会（2009年9月15日）において、本件教科書は、採択協議会の答申と異なり、しかも調査研究資料において極めて評価が低い教科書を採択していることを指摘し、採択における適正手続きに瑕疵があることを追及し、「なぜ、採択協議会の意見を尊重しなかったのか」との質問に対して、高橋教育長は、「しっかりと採択協議会の意見を尊重して採択した」と答弁した。しかし、原告準備書面（16）及び同（17）で詳細に述べて明らかにしたように、採択協議会の「答申」や採択協議会委員らの意見はまったく「尊重」されておらず、無視されている。このようにまったく事実と反する答弁について、これをまったく検証されることなく、本件財務会計行為が行われている。

しかも、原告らが知る限りにおいて、立憲的財務制度における財務民主主義原理の観点から、本件財務行為の直接の原因である本件採択の適正手続きと本件財務会計行為及びその点検・検査が適正に行われたのかとの自己点検として、今治市会計規則第147条（①）、また、会計管理者の検査としての同規則第150条（②）が行われていない。

このことは、明らかに立憲的財務制度や財政民主主義原理の趣旨に基づく財務会計法規において求めている財政運営を健全に保持する責務及び義務に反し、予算執行の適正確保義務違反がある。

## 求釈明

上記の①②をなぜ行わなかったのか、その理由の釈明を求める。

- (2) 「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在するとの原告らの主張には、理由がない」への反論。

戦前の反省に基づき制定された教育基本法の前文には、「われらは、さき

に、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」とし、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とあるように、教育は、未来を規定する現在の問題である。この教育のなかでも学校教育が大きな位置を占め、地域社会の構成員である子どもたちは、学校に通い、学び、そして成長し、地域社会の担い手となる。この学校では、教科書が主たる教材として位置づけられ、子どもたちは、使用している。

このように、教育は、「未来を規定する現在の問題」であり、教育における「中心的位置に学校教育」があり、教科書は、「学校教育における主たる教材」であり、子どもたちは、その教科書から「多くの知識を得」、やがて、「地域社会の担い手」として、「地域社会を有り様」に大きくかかわる存在となる。

小田委員長は、「教科書といいますと子ども達の教育を行ううえでの基本となるものであって、この選定を行うということは教育委員会において最も重要なことである」（2009年4月8日、第7回教育委員会会議）と述べている。これは、先に示した教育・教科書の重要性を踏まえた発言であろう。ところが、小田委員長をはじめとする今治市教育委員らは、この教科書の採択において、適正手続きなどに反する行為を行った。この違法な採択を直接の原因として、本件教科書などが購入され、この公費支出も違法であるが、その概要は、次のとおりである。

- ア、 準備書面（21）において、立憲的財務制度における財務民主主義原理に基づく、地方財務行政の適正な運営の確保のための自己点検・調査・検査などの責務及び義務は棚上げされ、適正に行使されず、立憲的財務制度における財務民主主義原理に基づく予算執行の適正確保義務に違反があることを明らかにした。
- イ、 準備書面（22）において、本件採択と本件教科書の購入とは、直接の原因関係にあることを明らかにした。
- ウ、 本件採択が、適正手続きに反することなど様々な違憲・違法があることを準備書面（1）、同（7）～（18）において明らかにした。
- エ、 準備書面（13）及び琉球大学名誉教授の意見書（証拠甲36号証）において明らかにしたように、本件歴史教科書には、最高裁判決が判示している「誤った知識」があり、事実誤認記述が多々ある。被告今治市教委の本件採択によって、その教科書を使用させられている子どもたちの人権が侵害されていることを明らかにした。つまり、子どもたちの人権侵害の直接的な原因は、本件採択である。

以上のように、被告今治市教委は、教育における重要な位置にある教科書採択において、数々の違憲・違法行為を重ね、本件教科書を違法に採択した。この違法採択を直接の原因とする本件教科書の購入に関し、「出負担行為の前提行為とならない本件採択について専決権者に注意義務が発生することはない」と、これら違法行為の有無について何ら点検・検査を行うことなく、単なる財務会計上の形式的手続きに瑕疵がないと、次々に財務会計行為を積み重ねて、「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」がないと主張する。この主張に正当性があるのだろうか。一端、決議機関で決定したものは、決定の方法や決定内容に不正・違法があっても、その後の財務会計行為は、そのことには一切かわりなく、粛々と財務会計行為に形式的な手続きを踏まえれば、瑕疵はない、違法はないというのだろうか。

そんなことは断じてない。たとえば、人々は、絶え間ない長年の闘いによって、為政者による一方的な税の徴収に対して、議会の同意を必要とさせ、税の使い道においても議会の同意を必要とさせるなどなど、立憲的財務制度、財務民主主義原理の法定を求め、立憲的財務制度、財務民主主義原理によって、権限の集中を分散させ、分離し、分立した権限によって互いにチェックする機能を持たせたり、自己点検機能も持たせるなどの多重的チェック機能を制度化し、財務会計行為における権力の濫用、腐敗を防ぎ、財政の健全性を確保することで、人々の日常の暮らしの安定を確保しようとした。

たとえば、住民の「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」（憲法第25条）とし、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」（地方自治法第1条の2）と規定し、地方財政法第4条では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とし、同4条の2では、「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」とし、この目的に即した健全な運営を求めている。なお、「住民自治」とは、住民の代表者による議会における予算の同意（議決）、直接民主主義の仕組みとして条例の制定・改廃の請求、事務監査請求、議会の解散請求、議員・首長・特別公務員のリコール請求などの制度とともに、住民監査請求及び住民訴訟制度に現れる自治体構成員である住民の自治などである。

このように、立憲主義憲法に基づき、法令を定め、これらの法令の総体で、多重的な点検・審査・検査機能を持たせ、住民の「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」を実現させようとしているのである。この法体系のなかに財務会計法規も位置づけられる。これらの総体が、立憲的財務制度である。

以上の観点から、「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在するとの原告らの主張には、理由がない」との被告らの主張には、理由がないのみならず、立憲主義原理を否定するものであり、失当という外ない。

以上